

## 豊橋田原ごみ処理施設建設予定地における土壤汚染について

豊橋田原ごみ処理施設建設予定地である豊橋市資源化センター敷地内において、土壤汚染状況調査を実施したところ、その一部から砒素及びその化合物による土壤汚染が判明しました。

市は、今後の対応として、適切な土壤汚染対策を実施します。

### 1 内容

- (1) 土壤汚染が判明した土地の所在地  
豊橋市豊栄町字西 530 番地の一部
- (2) 土壤汚染が判明した日  
令和4年11月4日
- (3) 調査の根拠  
土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条第2項
- (4) 調査結果

#### ア 土壤溶出量

次表のとおり法に基づく土壤溶出量基準を超過しました。

| 特定有害物質名       | 測定結果<br>最大値 | 土壤溶出量<br>基準 | 基準超過<br>土壤検出深度 | 基準超過数<br>/調査地点 |
|---------------|-------------|-------------|----------------|----------------|
| 砒素及び<br>その化合物 | 0.015mg/L   | 0.01mg/L 以下 | 0.4~0.9m       | 1/22           |

#### イ 土壤含有量

法に基づく土壤含有量基準に適合していました。

- (5) 当該地の現在の状況  
土壤汚染が判明した場所（以下「汚染場所」という。）は、不透水シートで覆い、汚染土壌の飛散や雨水による汚染の拡散を防止しています。

<裏面へ>

問合せ先 環境部 施設建設室 専門員 河合（電話 38-0777）  
環境保全課 主 幹 村田（電話 51-2393）

## 2 今後の対応

汚染場所の深度調査により汚染範囲を確認するとともに、地下水の汚染状況を把握した上で、適切な土壌汚染対策を実施します。

また、周辺地域における飲用井戸の有無を調査した上で、法に基づき汚染場所を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### <参考>

#### 土壌溶出量基準

汚染した土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康への影響に対して法に定められている基準で、一生涯（70年間）1日2Lの地下水を飲用し続けることを想定して設定されています。

#### 砒素及びその化合物

土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として法で定められています。